

2022. 08. 23

No.006

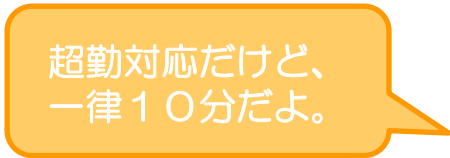
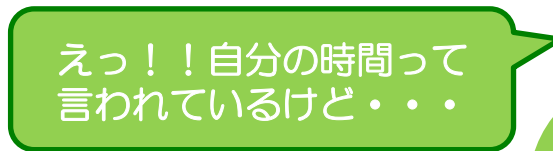
えっ！！どーゆうこと？

職場によって違う新JINJRE登録の設定時間

8/16より長期間延期となっていた新JINJREが稼働し、タブレットの初期設定が必要となりました。しかし、タブレットを設定する時間の取り扱いが職場ごとに違うことが発覚しました。



超勤で行う。設定前と完了後、管理者へ報告



乗務間合いの手持ち時間でやってほしい

なぜ職場によって取り扱いが違うのでしょうか？

職場によって労働時間の概念に違いがあってははいけません！そもそもタブレット端末を使うのは労働時間であると支社勤労課は掲示で周知しています。

会社は新JINJRE登録に関する作業時間を労働時間として取り扱うよう、ただちに通達すべき！